

○鎌倉市監査委員の所管に係る鎌倉市個人情報保護条例施行規程

平成6年3月1日監査委告示第2号

鎌倉市監査委員の所管に係る鎌倉市個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

鎌倉市監査委員の所管に係る鎌倉市個人情報保護条例施行規程

第1条 鎌倉市監査委員が保有する個人情報に係る鎌倉市個人情報保護条例（令和4年12月条例第16号）の施行については、次条に定めるもののほか、鎌倉市個人情報保護条例施行規則（令和5年3月規則第57号）の例による。

第2条 個人情報の適正な維持管理のための必要な措置として、保護管理者を置き、鎌倉市監査委員事務局処務規程（昭和41年4月監査委告示第1号）第2条第1項に規定する次長をもって充てる。

2 保護管理者を補佐するため、保護担当者を置き、保護管理者が所属職員のうちから指名するものとする。

付 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月30日監査委告示第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。